

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

— 二 豊 荘 園 の 研 究 (三) —

渡 辺 澄 夫

は し が き

- 一 律令時代の日田郡と日田氏
- 二 弘安凶山帳と日田郡の荘園
- 三 日 田 荘
- (1) 日田荘の地域的範圍
- (2) 宇佐宮領五箇所常見名田の成立
- (3) 日田荘の支配組織と成立過程
- (4) 領 家 職
- (4) 地 頭 職
- 四 津 江 山

は し が き

辺境荘園の研究は、史料の制約によって極めて困難な条件が多い。豊後国日田郡の場合もその例に洩れない。にもかかわらず、それは何時か誰かが為さねばならない課題である。日本中世史の舞台は荘園である。その荘園の中のしかも辺境

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

六 結 び

— 南北朝・室町期における在地領主の動向 —

- (1) 津江山と領家安楽寺
- (2) 津江山と老松社
- (3) 「せんどう」と弁指
- (4) 在地領主と農民
- 五 大 肥 荘
- (1) 大肥荘の地域的範圍
- (2) 下地支配組織
- 老松社・天満社・地頭・「せんどう」 —

荘園の中から、鎌倉政権を支える階級的勢力は成長して来る。筆者が西国荘園の研究に志したのもそうした志向からであり、日田郡荘園の研究もその一端に過ぎない。

幸い本夏県下各地の荘園を廻り、その一環として日田荘の一部と津江地方の実地調査の機会を得た。集め得た僅かの史

料を現地について検討し理解を深め、不足の所は現地の地形や地名・伝承、ないし社寺・旧家の記録・縁起・棟札等、利用し得るあらゆる史料を活用して荘園の実体を解明しようとして試みた積りである。しかしその結果は見らるる通りで、史料の闕如は如何ともし難く、筆者の足跡の及び得なかつた所も極めて多く、中心的な日田荘の如きは領家職・地頭職の系譜的詮索のみに終らざるを得なかつた。

こうした研究が史料制約によつて、現在学界の中心課題から離れた周辺部の探索に終る可能性の多いことは充分承知している。しかし私のねらいとする所は、先ず第一にあらゆる荘園の実態を、利用し得る限りの史料によつて具体的に解明しようとするにある。特定の視角や限られた問題意識に規制されず、最も公平な立場から荘園制を先ず解明したい。早急な結論を求めず、究明された個々荘園の具体的事実の上に立って、じっくりと中世社会の実相を考え、封建制の成立・発展の過程を跡づけたい、というのが趣旨である。

従つて本稿は、筆者の研究の一素材であり、中間報告でもある。先学並びに特に現地の方々への示教に預り得れば幸である。

一 律令時代の日田郡と日田氏

日田郡はもと日多・日高とも記され、⁽¹⁾豊後国の最西端に位置し、東は同国玖珠郡に接するが、他はみな肥後国（阿蘇郡・菊池郡・山鹿郡）筑後国（生葉郡）筑前国（上座郡）豊前国（下毛郡）と境する。九州山脈の分水嶺を越えた西側の山間の日田盆地を中心とし、筑後川の上流玖珠川と大山川が合流して日田川となり、さらに支流花月川・大肥川等の流入する沿岸一帯である。

日田郡司職次第によれば、⁽²⁾和銅七年（七一四）に肥多郡を三郷に分ち、延喜十一年（九一一）にこれを五郷としたとあるが、すでに豊後風土記に「郷五所^{里一}」^{十四}と見えるので信じ難い。しかし風土記には石井郷^{在郡}・鞍編^{ゆきま}郷^{在郡}の二郷の名が記されているに過ぎない。郷のすべてが判明するのは和名抄で、在田・夜閑・亘理・父進^{刃連}・石井の五郷を記すが、何れも海部郡としてゐるのは誤りである。右の地名は今日すべて当郡内に現存するので、これらが日田郡のそれであることは疑いない。駅一所は右の石井郷に在つて、石井駅と称した。⁽³⁾

以上五郷の地域的範囲を決定することは、非常に困難な問

題である。しかし先ず豊後国志を手がかりとすれば、同書では日田郡を五郷・四荘とし、又連郷は郡中央十二ヶ村、石井郷は郡西十八ヶ村、渡里郷は郡西北十一ヶ村、夜間郷は郡北十五ヶ村、在田郷は郡東北二十二ヶ村に比定し、荘は五馬荘が郡東南二十四ヶ村、大山荘が郡南六ヶ村、大肥荘が郡西北三ヶ村、津江荘が郡西十一ヶ村を占むると定めている。中世荘園制の時代に当郡に右の四荘があったとするのは誤りであり(後述)、またその時代に荘とならなかった郷は存在しない。

国志は律令制下の郷と後の荘とが同一時代に併存したとの誤解の上に立って、郷と荘の範囲を決定する誤りをおかしている。五郷が荘(四荘ではなく二荘一山であることは後述)に変化したのであるから、郷の範囲を決定するには、国志の記した四荘はすべて五郷の中に含めなければならぬ。一応上記の郷の範囲に他との混同がないとして、私案に従つて国志を訂正すれば次の通りとなる。

郷		豊後国志の郷・荘		村	計
石井郷	又連郷	又連	上守手 下井手 田島 竹田 隈町之支 竹田 荘手 日隈之支 堀田 求来里 馬原 湯山	十二村	二十四村
	五馬荘	女子岳 大馬 柚之木 苗代部 加戸之支 奥同上 南上 一井木同上 高取 五馬市 芋作 出口 袋出口 塚田 新城 木城 桜滝 福島之支 築津留同上、一作 赤石 古園之支 籬 簡瀬同上 杉河内同上 一之原之支 苗代部	二十四村		
	石井郷	北高瀬 南高瀬 西高瀬 上野 寺内 石井 長谷之支 石井 佐古 川下 小島 堂尾 上山手 下山手 切島之支 所迫之支 近衛堂尾之支	十八村		
大山荘	万万金 続木 栗林 小切島 鎌手 小五馬	六村	六村		

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

夜開郷	亶理郷		津江荘
	大肥荘	渡里郷 <small>(亶理)</small>	
在田郷	在田郷	中島 中 吉竹 <small>中島之支</small>	大野 赤石 栃原 下津留 <small>之支</small> 野田 川原 桂野 <small>川原之支</small> 中西 柿谷 <small>中西之支</small> 梅野 柚木
夜開郷	夜開郷	中城 十二町 羽野 用松 財津 藤山 秋原 河内 林 竹尾 小竹 豆田町 <small>中城之支</small> 陳屋廻	十一村
在田郷	在田郷	台 伏木	渡里 草場 小迫 友田 二串 入江 山田 鶴河内 高野 祝原 関
上同 諸富	城内 環 上手 <small>のほて</small> 左手良 <small>さでら</small> 中尾 池部 坂本 石松 穴蔵 <small>石松之支</small> 小寒水 石田 <small>小寒水之支</small> 小河内	片嶺 <small>諸富之支</small> 手島 <small>同上</small> 月出山 <small>かんと</small> 大石嶺 <small>おしがとう月出山之支</small> 藪 羽田 岩下 <small>羽田之支</small> 長小野 一之源	十一村
			三村
			十一村
			十五村
			二十二村

五馬荘を亶連郷に含めたのは、風土記解に「古昔此地方総称叡編郷」とあるからであり、津江・大山両荘は同書に「津江・大山二荘、総称石井郷」とあり、またその位置から見ても当然石井郷に属したと考えられるからである。大肥荘は、筑前境以外の周囲がすべて亶理郷である以上、同郷内であることは疑問の余地はない。⁽⁵⁾

前にも述べたように、これは国志の五郷の範圍に他との混同がないと前提しての区割であって、私案の地名を図上に求むれば、夜開郷の十二町・中城・豆田等が細長く中心部に突

き出る点、亶理郷・在田郷等との境界線に若干疑問が残り、なお今後の研究訂正が必要である。しかしこれによって、郷の大体の配置はつかめよう。大まかに云って、日田盆地の中心部を中心として、西部の一枚を欠いた五葉の花弁状に区割されていると考えてよい。もちろん郷には大小があり、右表の村数から見ても、石井郷三十五ヶ村、亶連郷三十六ヶ村、在田郷二十二ヶ村、夜開郷十五ヶ村、亶理郷十四ヶ村となり石井郷・亶連郷を最大とし右廻りに順次小さくなつてゆくことも、偶然の結果ながら面白い。石井郷は亶連郷より一村少

いが、石井郷の方がはるかに面積は広い。石井郷には現在でも最も交通不便な津江山を含むからで、又連郷が二位を占めるのは、五馬地方の山間部が多いからである。このように郷の面積に大小があるのは、五十戸という戸数を単位として郷（里）を劃定したからで、従って律令時代の郷の面積の大小は大体文化程度に逆比するものと考えてよい。この考えに立てば、当時の人口稠密度は互理・夜開・在田・又連・石井の郷の順となる（尤もこれは表の村数と大体の面積から見たもので、必ずしも厳密ではない）。

日田郡の郡家は、森春樹の龜山隨筆によれば、又連郷の田島にあったと見える⁽⁶⁾。これは、風土記の郷の位置を示す方が郡衙を中心としたものであるとすれば、⁽⁷⁾石井郷が郡の南に在り、鞆編郷が東南に在るとする記述に一応妥当する。しかし後に述べるように、この田島は平安中期十一世紀初頭は未開の荒野で、これを開墾して田島別符が形成される事実⁽⁸⁾に照せば、郡衙の所在地としては如何かと考えられる節がある。井上通泰博士は日田町三芳村（日田市）とし、佐藤四信氏は日田市日高附近と考えているが、そうすれば石井郷が西南に偏する嫌いが生ずる⁽⁸⁾。今後の検討が必要であろう。

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

当郡の郡司職は、古くから日田氏（大藏姓）が世襲した。同氏の出自については、諸説があつて一致しない。日田郡司職次第によれば、日田氏は三毛入野命のちで、その十三世の孫妙量鬼なるものを祖とし、仲哀天皇九年此国に來り湖水を避けて日田郡とした。のち鬼監大夫がはじめて大藏姓を稱して大藏永弘と名乗った。子永秀は大藏姓（日田姓の誤りか）六十五代で、延久の頃当郡に堂舎を建立して毘沙門天像を安置したという。この堂舎というのは北豆田の慈眼山永興寺で毘沙門天像は後述文治三年（一一八七）在銘のものを指すものと思われ、この時代になってやや真实性を帯びて来るが、その以前は無稽で信すべきものがない。

豊日誌及びそれをもととした豊後国志では、承和九年（八四二）日田郡に私宅を建て、近国諸郡にまで私菅田を設けて郡司百姓等を打ち損じた前豊後介中井王の子が永弘で、彼がはじめて大藏姓を稱し、在田郷に大藏城を築き子孫二十余世ここに居住した。この中井王は、天武天皇の皇子高市皇子の二子鈴鹿王の子である、というのである。鈴鹿王が大藏卿であったので、そのちである永弘が大藏姓を稱したというのであろう。

中井王が鈴鹿王の子であつた明証はなく、⁽¹⁰⁾また若しそうであつても、彼は大赦にあつたが本郷に還されたので、その子孫が日田郡に定着して郡司となつたとは考え難い。また中井王は鈴鹿王の子でなくとも、何れかの皇族の後であることは確かであるから、日田氏がその後であるならば、家系を皇室に結びつけることを常套とする系図に平安初期の祖先が記されない筈はない。僅かの伝承があつてさえ容易に皇室に附託されるのに、そうしたことが全く見えないのは、同氏の家伝にもその事が全く存しなかつた証拠であらう。

太宰府官人の中に、古くから大蔵氏がいる。寛仁三年(一〇一九)刀伊賊の入寇の際、権帥藤原隆家に従つて忠節をつくし、朝廷から勅賞に与つた前少監大蔵種材は帰化人阿知使主の子孫と伝え、天慶年間藤原純友の追討使として下向した大蔵春実の後で、春実以後代々太宰府官人として土着し、九州各地に子孫が蔓延した。中世北九州に勢力を振う原田・秋月・田尻の諸氏はその後といひ、その同族は肥後・肥前・薩摩地方にも蟠居した。⁽¹²⁾察するに日田氏もこの大蔵氏の後ないしは同族かと考えられ、当郡に土着して郡大領職を帯し、その郡名によつて日田姓を称するに至つたのではあるまいか。

宇佐大鏡によれば、長元九年(一〇三六)には大蔵某が郡の大領であり、永承三年(一〇四八)頃には大領大蔵千員の名が見え、天喜二年(一〇五四)の頃には散位大蔵永明なるものがいたことが知られる。既述日田市北豆田の慈眼山永興寺は、寺伝では長和三年(一〇一四)日田の領主大蔵永弘が子永興の早世をいたみ、菩提のために建立した寺であるといふ。同寺には藤原時代の作と考えられる木造兜跋毘沙門天像と木造毘沙門天像があり(何れも重要文化財)、後者を模したかと思われる他の木造毘沙門天像(重要文化財)には、

文治三年^{歲次}五月二十八日己巳、大蔵永秀、生年三十五

^{丁未}

⁽¹³⁾

の墨書胎内銘がある。同氏の歴史がやや確実となつて来るのは十一世紀頃からで、郡の大領職を帯し、その創祀と伝えられる神社は大原神社以下數十社で、⁽¹⁴⁾寺院も永興寺の外に明星寺(互理郷)・嶽林寺(夜開郷友田村、但し)等がある。平安末期には、日田氏がこの地方に隠然たる勢力を扶植していたことが推察されるのである。

註

(1) 旧事紀因造本紀、和名抄。

(2) 史料編纂所謄写本(筑後国生葉竹野郡役所蔵本)。

(3) 延喜式(国史大系二十六) 荒田駅を在田郷に比定するのは誤り。

日田郡には一駅のみである。荒田駅は玖珠郡でなければならぬ。

- (4) 太宰管内志下日田郡石井郷・五馬山の条所引。
(5) 龜山隨筆(太宰管内志下)に、

日田郡大肥と云は、鶴河内村・中島村・中村・南野村凡て四村なれども、中島・中村のみを大肥ノ荘とす、余ノ二村は互理郷につけり、是は安楽寺領のままを、伝へたる物なるべし、大肥は、互理郷ノ内よりとれるものなり、

とあるのは、荘と郷の同時併存の誤解に立つが、大肥が互理郷であることを示している。佐藤四信氏著豊後風土記之研究附図では、筆者の見解とは異っている。

- (6) 太宰管内志下日田郡条。

- (7) 佐藤四信氏著豊後風土記之研究一七二頁。

(8) 井上通泰博士著豊後風土記新考。佐藤氏前掲書一七七頁。佐藤氏の考えた郷の配置からすれば、その中心部を占める互理郷にどうして郡衙が置かれなかつたかが疑問となる。地形的考慮や郡司の館等との関係が重要な要素であるうが、なお研究の余地がある。

- (9) 中井王の事は続日本後紀承和九年八月壬寅条。

(10) 本朝皇胤紹運録(群書類従四)には、鈴鹿王の子に中井王は見えない。村田寛郎氏が日本歴史大辞典大蔵城(日田郡有田村)の項に、この説を採用しているのは豊後国志によつたもので、何等の根拠はない。

- (11) 小右記寛仁三年六月廿九日条。なお勲功者の中には、備仗大蔵

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

光弘なるものもある。

- (12) 姓氏家系大辞典。大蔵系図(続群書類従七)。

- (13) 大分県の文化財第一集(昭和三十三年大分県教育委員会刊)。

(14) 豊後国志によれば、神社では大原八幡社(刃連郷田島、大蔵永弘)・春日社(石井郷石井、同)・若宮八幡社(互理郷友田、大蔵永季)・祇園社・天満社(夜開郷豆田、同)・若宮八幡社(在田郷石田、大蔵某)・老松明神社(大肥荘中島、延久二年大蔵永季)・天満社(夜開郷羽野、大蔵永種)等が古く、その他後代のものには千倉社(夜開郷羽野、大蔵永俊)等がある。

一一 弘安図田帳と日田郡の荘園

日田郡に五郷と四荘が並存したものでないことは、前に一応ふれて置いた通りである。当郡の荘園化の時期やその過程については詳細は不明であるが、弘安八年(一二八五)の図田帳には次の如く記されている(傍註群書)。

日田郡七百六十町

(三条軸)

日田荘五百町領家二条帥入道殿御跡

四百五十町地頭職日田弥三郎永基法名法基

竹田別府二十町二段領家清水谷大納言殿家跡、地頭職

豊前大炊入道女子持明院別当室跡、小田原次郎景泰(家法名景泰)

・同五郎景郷買領之由申、

田島・由布・石井・今泉二十二町清水谷大納言殿跡^(合)
得善名六町宇佐弥勒寺領^(ナシ)

大肥荘六十町領家安楽寺別当御房、地頭職上野国御家人大鷹四郎頼胤跡当知行不分明、

郡全体の耕地は七六〇町歩で、これが日田荘と大肥荘の二荘に分れる。日田荘は五〇〇町とあるが、これは本荘ともいふべき四六〇町歩と、竹田別府二十二町二反、田島・由布・石井・今泉二十二町、得善名六町とから成り、計五〇〇町二反で右と殆んど合致する。これは郡全体の約三分の二に当るのであって、当荘の規模の広大さが察せられよう。これに対して大肥荘は僅かに六〇町歩で、前者と比較し得ないほどの小規模な荘園であったことがわかる。

所で今この両荘の面積を合計すれば五六〇町歩となり、郡全体の七六〇町歩より二〇〇町歩も狭いのはどうしたことであろうか。田数調査の粗漏のためか、或は数字の転写の誤りか、それとも他に省略された荘園が存在するのであろうか。

図田帳諸本を検すれば、宇佐本は七六〇町とあり、大神本(竹田津本)には七六〇町又六〇〇町、三浦本を用いた豊後国志には五六〇町と見える(平林本も同じ)⁽¹⁾。図書寮本を用い

た群書類従本や史料編纂所影写本も五六〇町となっている⁽²⁾。このように諸本に異同があつて即断し得ないが、私は総計田数が合致して最も合理的である五六〇町歩を採りたい。これは玖珠郡三八〇町歩、直入郡二七〇町歩等に比し、山間部の郡としては必ずしも過少な田数であるとは云えないと思う。

さて右によつて、弘安年間日田郡には日田荘と大肥荘の二荘の存在したことが明かとなった。しかしこれには、江戸時代の諸書以来今日まで、次の二つの点について異説がある。

その一は日田荘の存在を認めないこと。その二は日田荘の代りに五馬荘・津江荘・大山荘の三荘を立てるもので、既述の五郷と合せて五郷三荘ないし五郷四荘とする説である。例えば江戸時代初期に記された豊西記には、五郷三庄として五馬荘・大山荘・大肥荘(此外津江)を記し、日田荘を認めていない。太宰管内志にも右の図田帳を引用し、

是に日田ノ荘とあるは、日田郡ノ諸荘を、統云名にて、別に日田ノ荘と云物有るにはあらず、

として日田荘の存在を否定する。豊後国志にも、

一 莊 四旧三莊、曰五馬、曰大山、曰大肥、後有津江、因爲四莊

と記しているのは、豊西記以来の説を伝承したものであろう。

こうした誤りの信ぜられる理由は明かでないが、恐らく古文書等を見得なかつたこと、五馬・大山・津江地方が分立した江戸時代の状態をもって推測した為であろう。図田帳やその他の文書によって、当荘の存在を確認し得ることは、改めてのちに詳述する。

五馬荘・大山荘・津江荘を立てるのは、上記諸書の外にも清水正健氏荘園志料がある。同書には各荘園毎に根本史料を掲げるが、この三荘については何等の史料が示されていない。筆者の史料蒐集は完全とは言い得ないが、管見の限りでは「五馬荘」の名は田北紹鉄の乱の起つた天正八年（一五八〇）の文書だけで、⁽⁴⁾他は何れも江戸時代の記録である。大山荘に關する中世文書は管見に入らない。津江荘については、前津江村赤石老松大明神の棟札に「大日本豊後国津江荘」（年代未詳室町期か？）とあり、⁽⁵⁾江戸時代には一般的に以前のことを津江荘と呼んだらしいが、鎌倉・南北朝期にはその例を見ず、反つて「津江山」と称している幾多の史料が存在する（津江山の）。^(条参照)

五馬荘や津江荘の名が中世末期になつてあらわれ、それが江戸時代に広く用いられるに至つても、必ずしも独立した荘

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

であつた証拠にはならない。荘が荘と称せられるためには、領家以下の支配系列が確立し、一つの貴族的土地領有の対象となることが必要である。中世末期の荘園制崩壊期にそうしたことはあり得ず、たとえ荘と称せられることがあつても、それは単に地名の称呼に過ぎないであらう。⁽⁶⁾五馬荘は日田荘の一部であつたとするのが妥当と考える。

しかし津江荘については、若干事情が異なる。これは田地を領有対象とする荘ではなく、山の領有であつたので津江荘と称せず、津江山として独立の領家（安樂寺）を有したことはのちに詳述する。大山もこの津江山の内に入るべきもので、決して独立の荘ではなかつたのである（津江山の）。^(条参照)

註

- (1) 後藤碩田著豊後国図田帳考証（碩田叢史）（編年大友史料正和以前所收）による。
- (2) 群書類従本の奥書には、

文化四年丁卯仲春、以豊後国日田森春樹之本書写之、応右京上田百樹之需矣、

筑紫 青柳種磨（花押）

（政ノ誤カ）
文化元年九月伝領

伴 信友（花押）

とあり、日田の森春樹本を青柳種磨が上田百樹の需めに応じて写したものを伴信友が伝領し、のち図書寮の蔵に帰したもので

ある。史料編纂所影写本も、森春樹本を青柳種磨が写したもので、全く同系統のものである（伴信友の奥書はない）。なお最近別府安部巖氏が発見した写本（正保本）には「五百町」とある。

(3) 前津江村赤石渡辺勘吾氏筆写による。

(4) 石松文書一、（天正八年）卯月廿三日大友円齋感状、宝珠山文書一、（天正八年）卯月廿三日大友円齋感状（大分県史料十三所収）。

(5) この棟札は割合古いようであるが、濕存のため不明の文字が多く年号等全く判読し得ない。

(6) 註(4)の文書は感状であつて単に合戦の場所を示すに過ぎない。地行宛行状などであれば荘としての存在の可能性は増すが、戦国時代にはそれも必ずしも厳密ではない。

三 日田荘

(1) 日田荘の地域的範囲

日田荘の地域的範囲を明瞭に記したものはない。当荘をもつて日田郡諸荘園の総称とし、その実体の存在を疑うに至つた一原因かと思われるが、図田帳にも明記されているのみならず、南北朝期の阿蘇文書に南朝方から当荘地頭職を阿蘇氏に宛行つた数々の文書が厳存し、かつまた大友氏時・同親世の所領目録にも日田荘が見える以上、⁽¹⁾当荘の存在を疑う余地

はない。

当荘の地域的範囲については、図田帳に日田郡五六〇町歩（宇佐本等七六〇町歩）の内五〇〇町歩を占め、残りの六〇町歩が大肥荘であるとの記述からすれば、日田郡の大部分は日田荘であつたことになり、大体の見当はつけられよう。

つまり耕地だけからいえば、日田郡から大肥荘を除いた残りの部分が、一応日田荘に属したと考えてよい。大肥荘については後述するので、結論だけを示せば、夜明村の北部（ないし全部）と大鶴村及び小野村の北部に亘る地帯で、大体互理郷の筑前国界附近に当り、日田川の支流大肥川の流域一帯と考えられる。大肥荘が旧夜開郷にまたがっていたかは尚問題があるが、⁽²⁾互理郷の北部を主として南部の日田盆地の部分には及んでいなかったようであるから、日田荘は互理郷の南部と、夜開・在田・刃連・石井の四郷で、日田五郷のすべてに跨つていたことになる。この地域内には日田盆地が完全に包含されるので、日田郡の主要部はすべて日田荘であつたといつても誤りではない。

さて日田荘の範囲を一応以上の如く規定して、次には津江山との関係を考察しなければならない。当山が図田帳に見え

ないのは、図田帳作成の粗漏のためかとも考えられるが、これが鎌倉・南北朝期に津江山と呼ばれている所を見れば、未だ耕地が充分開けていなかったことが原因であろう。何となれば図田帳の名の示す如く、それは「田代」の注進に外ならなかったからである。若しそうだとすれば、図田帳の面積関係には津江山は何等の関係を有しないことが判る。

しかし面積として示されないことは、津江山の存在を否定するものではない。津江山は安楽寺領として、図田帳以前から敵存する。⁽³⁾その範囲は、現前津江村・中津江村・上津江村と大山村の四ヶ村に亘ることは、のちに詳述する。旧石井郷に属し、その南部の山嶽地帯一帯と考えてよい。

以上によつて日田荘の範囲は、亘理郷の一部(大肥荘を除く)・夜開郷・有田郷・又連郷・石井郷の一部(津江山を除く)の地域に限定されることになる。

註

- (1) 阿蘇文書については後述。大友氏時、親世の所領目録は立花氏藏大友文書(福岡県史料・編年大友史料二等所収)。
- (2) 大肥荘条に述べる如く、小野村の和田・市木等が大肥荘であるとすれば、この地方は夜明郷に属するのではないかと考えられる。しかしこの点については尚精密な調査が必要である。

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

(3) 百練抄安貞元年七月六日条(国史大系第十一卷)。

(2) 宇佐宮領五箇所常見名田の成立

日田荘の発生については、豊後国日田郡司職次第に、日田新六大夫永宗の時、長寛元年(一一六四)国務を改められ、鳥羽院御願所金剛心院御領として立券し庄号を称したと見える。院政期の寄進地系庄園として成立したとすることは最もあり得ることであるが、古くなればなるほど郡司職次第に信を置き得ない所が多く、当荘が皇室御領であった明証もなくまた御願所金剛心院の存在をも証し得ないので、にわかに信ずることは出来ない。当荘に関する最も確實で古い記録は、宇佐大鏡に見える宇佐宮領五箇所常見名田に関するものである。次にその地名・面積・加地子稻・四至等を表示する。

この五箇所はもと荒野空閑の地であつたが、長元元年(一一二八)二月廿八日太宰府の権檢非違使である早部為行なるものが郡大領大藏某・豊後国司(大)紀朝某等の証判を得、開発居住して多くの桑を植えたのにはじまる。為行の死後女子早部妙高の子某が永承三年(一一四八)二月十日、為行の証文や府下文によつて国司の庁宣を得、同月二十一日大領大藏千員がこれを施行した。同七年(一一五二)には府の下文も

地名	面積	宮召加地子定田	加地子稲	四至
由布田歟 三尾田	八、〇、〇〇〇歩 丁反	六、八、三〇歩 丁反	一三七、六 東把	東限岳 南限大河 西限大道 北限田并卯西大道
竹田村	一五、〇、〇〇〇	二、五、二〇	五〇、八	東限并手嶋高岸 南限大河 西限大隈 北限庄河
田嶋別符	(イ三、〇、〇〇〇) 二六、〇、〇〇〇	一一、四、〇〇〇	二二八、四	東限田 南限田并会所道 西限大道 北限田并卯西大道
今泉	(誤アルカ) 一、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	八〇、〇	東限古河 南限川原区北高岸 西限伏河 北限古河
石井別符	八、〇、〇〇〇	?	?	同右(?)

賜った。所が天喜二年(一〇五四)の頃になって、妙高の子は以上の所領を太宰府に寄進してしまったので、府はこれを長門講師貞恵家に預けたのである。当時宇佐八幡宮は肥前国藤津郡桑垣に二ヶ所(一所能蔓郷・一所多良郷)の所領を有し桑(一八〇本)を植えていたが、余り遠隔地で不便なので天喜二年(一〇五四)八月前者と相博することを申出て許され、かくしてこれらが宇佐宮領となった、というのである。

これらは上記の面積からも判るように、極めて僅かの治開田で、宇佐宮領中の三國七郡の御封や本御荘に属するものではなく、「国々散在常見名田」の中に入れられ前二者と区別

されている。「件常見名田者、多分者治開田也、又甲乙領主奉_レ寄少々有_レ之、於半不輸之地、毎年入勘国檢田使」とある如く、国檢田使の入勘する半不輸の地で、地方小領主の寄進地も若干は含まれていたらしい。何れにしても各地に散在し比較的小面積であるのが特徴で、荘と称せられないのが普通であった。

さてこの五箇所の内、三尾田は「由布田歟」とあるが今日所在は不明である。しかし竹田・田嶋は双連郷、今泉は夜開郷、石井別符は石井郷にあったようで、今日もそれぞれの地名が残存する。右の内田嶋・石井の両所は別符と称するが、

三尾田・今泉・竹田は別符を称せず、竹田は村と呼んでいる。別符については別に論じたことがあるので述べないが、田嶋別符の四至の北が「北限田并卯酉大道」とあるのは三尾田の北限と同じであり、石井別符の四至を注せず「右之田地四至之趣前面ニ同」とあるのは、今泉に同じの意であろうか。そうとすれば、田嶋別符は三尾田の別符であり、石井別符は今泉の別符であるとの意にも解されないではない。しかし既述の弘安凶田帳では右に別符と呼ばない竹田村を竹田別府と記し、他の四者は何れも別符と称していない所を見れば、果して厳密な使い別けがあつたかも知れられる。今後の問題として置く。

以上五箇所の成立は十一世紀中頃のことであるが、当時はまだ日田荘は成立していなかったらしい。同荘の初見は前記の弘安八年（一二八五）で、長元元年（一〇二八）より二五七年も後のことであるが、少くともこれより以前に成立していたことは疑いない。それは凶田帳に記された日田荘の領家を精査することによって判明し、またそれによって当荘の成立過程もある程度推定することが出来る。

次にそのことについて考察しよう。

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

註

- (1) 大鏡の天喜二年八月廿五日の相博状には、「仍尋ニ便宜ニ以ニ近郡日田郡散位大藏永明進府案、限ニ永年ニ相博申既畢」とある。右の通りとすれば散位大藏永明が府に進じたことになり、本文と必ずしも合致しない。
- (2) ただし表に示された如く、三尾田と田嶋別府の北限が何れも「田并卯酉大道」である所から推定すれば、三尾田は田嶋別府の近くで双連郷に在つたことになる。
- (3) 拙稿荘園時代の別府—二豊荘園の研究(一)（大分県地方史十一・十二合輯号）。

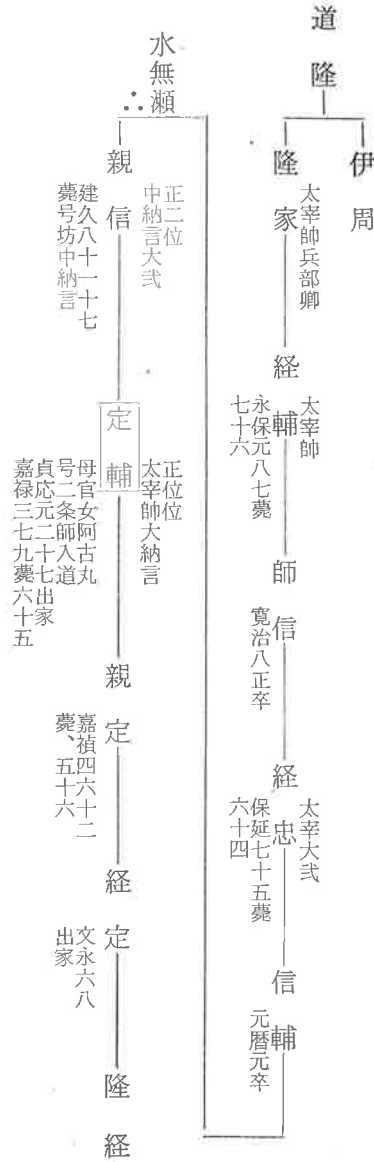
(3) 日田荘の支配組織と成立過程

(イ) 領家 職

凶田帳(字佐本)には、日田荘の領家は「二条帥入道殿御跡」と記されている。所が三浦本・平林本及び森春樹本(群書類従本・凶書寮本)⁽¹⁾等には「三条輔入道殿御跡」とあつて、全く前者と異なる人名を注している。ではこの両者の内何れが正しいかが第一の問題となるが、凶田帳諸本の書誌学的研究では決し難い。そこで尊卑分脈等によってこの両者に比定すべき人物を検出することになるが、三条輔入道殿に擬すべき人は弘安以前には見当らない。二条帥入道と称せられる人物も弘安直前には存しないが、二条と号し太宰帥であつた人を求

むれば、藤原北家道隆流の水無瀬氏に、嘉禄三年(一二二七)

七月九日薨の二条定輔がある。略系を示せば、



の通りで、道長の排斥により配流されて出雲権守となり、さらに太宰権帥となった隆家の後である。公卿補任によれば、定輔は建保五年(一二一七)六月二十九日に太宰権帥に任ぜられ、承久三年(一二二一)十二月十日帥を去り、翌々貞応二年(一二二二)分脈は年元に出家、安貞元年(一二二七)嘉禄三)に六十五才で薨じている。公卿補任には「号二条大納言」とあるが、尊卑分脈には「号二条帥入道」と記している。太宰権帥であったのでこの号があり、また大納言を先途としたので二条大納言とも称せられたものであろう。凶田帳

には跡とある故、弘安八年(一二八五)には薨去の後であるが、この年から安貞元年(一二二七)は五十八年も前のことである。半世紀前の人を領家と呼んだことにやや疑問が残るが、凶田帳にはこうした例は他にもあり、またその人が何かの関係で特別に記憶されていたとすれば、そうしたこともあり得ることである。定輔の系統は、その祖隆家の配流以来代々太宰権帥や大貳に任ぜられた家で、定輔まで七代の間師信と信輔だけが関係がない。恐らくこうした長期の太宰府の最高責任者としての

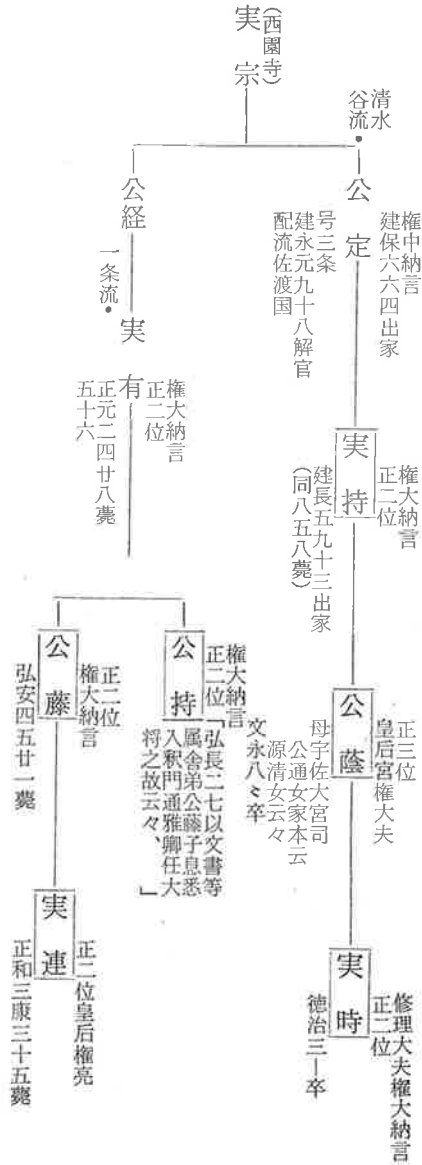
関係から、定輔の時ないしそれ以前に地方豪族（日田氏）等の寄進をうけて日田荘の領家となったものであろう。このことは、当荘の地頭職（郡司職日田氏）との関係を考察すれば極めて自然な道であつたろうことが推定されるのである（後述）。
図田帳に跡とあるのは、定輔の子親定は嘉禎四年（一二三三）に薨じているので、その子経定（文永六年出家）、か、孫隆経かの何れかであろう。

以上日田荘の惣荘領家職を考えたが、この外に竹田別府・田嶋・由布・石井・今泉の五箇所の領家は清水谷大納言家跡とあり、得善名は宇佐弥勒寺領と記されている。これらは既述宇佐宮領五箇所常見名田の後身で、その発生過程からも判るように別符として成立したものである。日田荘に含めながら、領家が異なるのはこのためである。しかし右の五箇所がかつては宇佐宮領であつたのに、わずか得善名六町だけが宇佐弥勒寺領として存し、他がすべて清水谷大納言家領となつてゐるのはどうしたことであろうか。手近の国史大辞典を見れば、清水谷氏は西園寺公経の次子実有を祖とし（一条また大）、羽林家の一で世々将官を経て権大納言を先途とした。実有の次は長子公持で、彼は弘長二年（一二六二）弟公藤子息に文

書等を譲与した。公藤は弘安四年（一二八一）に薨じているので、図田帳に云う清水谷大納言は公持ないし公藤で、その跡というのは子実連かと考えられ、後藤碩田も図田帳考証に公藤を取っている。

所が尊卑分脈によれば、実有流は一条と号して清水谷とは称しておらず、彼の父公経の兄公定を清水谷としている。略系を示せば次の通りである。公定流で権大納言となつた人は子実持で、他には該当すべき人はない。実持の子に公蔭があるが、彼の母は宇佐大宮司公通女と見えるのは注意を要する。即ち実持が宇佐大宮司の女を妻としていたとすれば、彼を清水谷大納言とするにふさわしく、公通女が父から右の五箇所を譲与されて清水谷家の所領となつたか、ないしは大宮司の寄進行為によつてそうした婚姻関係が生じたと解するのは極めて自然である。平安末期に宇佐宮領であつたものが、鎌倉時代に至つて清水谷家の所領となつてゐる理由がある程度解明され得るように思う。若しそうだとすれば、跡というのは徳治三年（一一三〇）卒の実時となるのである。

以上二つの場合の何れが正しいかは、決定的な史料を得ない限り断定は困難である。弥勒寺領得善名（今の日田市徳瀬



か)が元来この五箇所の一部であったか、それとも別個の成立にかかるものであるか否かも、今後の研究を要する問題である。

註

(1) 群書類従本は宮内省図書寮本で、その奥書には、

文化四年丁卯仲春、以豊後国日田森春樹之本書写之、応右京上田百樹主之需矣、

文化元年九月伝領 筑紫 青柳種磨 (花柳) 伴 信友 (花柳)

とあり、森春樹本をもつて書写し、のち伴信友が伝領したものである。史料編纂所影写本も同系統の本であるが、最後の伴信

友の奥書のないのが異なるだけである。この系統の本は森春樹所持のものであったので、この名を用いた。ただし「家本云、源清女云々」とある如く、異説のあるらしいことも注意を要する。

(四) 地頭職

図田帳に見える日田荘四五〇町歩の地頭職は、日田弥三郎永基法名である。別府には別の地頭職があるので、これは本荘の惣地頭職とも云うべきものである。この日田氏が既述の郡司職の後で大蔵姓であることは云うまでもない。郡司職系図には、次の如く見える。

永季 — 宗季 — 季守



既述の長寛元年（一一六三）当莊を鳥羽院祈願所金剛心院に寄進し立券庄号を称したという永宗は、永平の子とする。立券の取帳には地頭の位署を加えたが、目録には下司の位署を載せて加判した、と尤もらしい書き振りであるが、どこまで信じ得るか判らない。子永秀は臼杵惟隆・緒方惟栄等と源氏に味方して平家を打ち、建久五年（一一九四）に地頭職の下文を賜わり、一時筑後国生葉庄地頭職をも賜わり、永隆（永秀弟とあり）も永秀の代官として奮戦し、隈上庄を賜わり隈上三郎と称したとある。この永秀は、慈眼山永興寺の毘沙門天胎内銘（文治三年一一八七）の大蔵永秀に該当することは前に述べた。

豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥莊について

永秀の子永綱は日田六郎と号し、閑院内裏造營の時、宣旨ならびに関東御教書に従って、別役（一条西洞院扉橋）を勤仕した。その子永信は六波羅の人数に加わって在京したが、弘長二年（一二六二）関東御教書により異国警固のため帰国した。永信の子が図田帳の永基で、文永十一年（一二七二）の蒙古人合戦には姪浜並びに百路原合戦に勲功を立て、豊後国安岐郷及び分弘永以下五ヶ名を恩賞として賜わった。その子永資も弘安四年（一二八二）の合戦に勲功を立てて、筑前国三奈木庄内田地十町畠地屋敷等を拝領した。次の永貞は、弘安八年（一二八五）の祖父法基（永基法名）の讓状により、正安元年（一二九九）に親父心覚（永資法名）の手継を得た。その次の永敏は出

羽守と号し、永貞の甥に当る。後述阿蘇文書に見える日田出羽守永敏と受領名や年代等も合致する。彼もはじめ叔父永貞と共に在京したが、永貞が違例により醍醐雲林院で死去したので、その讓状と御書（安堵状）⁽¹⁾を得て下国したと。永興寺木造四天王多聞天像の胎内銘に、

南都興福寺大仏師法眼康俊作、小仏師康成、俊慶、元亨元年カノトノ十月十日持国天には十月十七日、広目天には二年七月日とあり

とある所を見れば、日田氏が京畿と密接な関係のあったことが知られ、右の記述のほゞ真実に近いことが判る。

以上の郡司職次第の記述がどの程度信じ得るものであるかは疑問であるが、平安末期以後は断片的に残存する古文書や金石文と合致する所が多いので、大体において真実に近いであろう。前に述べた如く、日田氏が太宰府官人である大蔵氏の土着したものであるとするならば、郡司職の權威によつて私領を開発し、さらに郡の大部分をも私領化して、太宰帥家（隆家流）に寄進して領家と仰ぎ、自らは地頭職となつたと推定することは、最も自然の成行きではなかつたかと考へるのである。

右に日田荘四五〇町歩の地頭職を考察したが、別に竹田別

府にも地頭職があり、豊前大炊入道女子持明院別当室跡と見える。「室跡」とあるのは、群書類従本には「室家跡」とあり、三浦本には「後家」となっている。これは国東郡田原郷の条に、

本郷四十町 本守護所豊前大炊入道女子持明院別当之後室之跡

と見え、また玖珠郡飯田郷の条に、

書曲村十町 豊前大炊入道殿女子持明院別当入道室家跡

とあるのと同入であることは疑いない。このように同一本の中でも、「後室」・「室家」等まちまちである。豊前大炊入道というのは、大友二代親秀であることはいうまでもなく、その女で持明院別当の室（或は後室）になつていた人が竹田別府の地頭職を帯していたのである。大友田原系図の一部を掲げると、親秀の女子四人の内、三女がこれに該当する。五玉寺殿（五王寺・玉宝寺とも見える）と号し、元有母とある。

持明院とは藤原北家の分流で、道長の子頼宗の孫基頼を祖とする。基頼の子通基が邸内に建てた持仏堂の名から起り、その次の基家の子陳子が後高倉院妃となり、後堀河院の母儀となつてから里内裏や仙洞となり、後の持明院流の本拠とな

(大友二代)
親秀

号利根 号大友 次郎 大炊助

宝治二、十、廿四卒、五十六、法名親秀
母高山四郎入道女

(大友三代)
頼 泰 号大友 從五位上 大炊助 式部大夫 出羽守 丹後守
兵庫頭 母三浦肥前守家連女 正安二、九、十七卒 七十九
法名道忍

重 秀 号戸次 左衛門尉 法名仏名 弘安五、五、廿三卒
後家中村禪尼法名珍阿 永仁四、七、廿六卒

能 泰 号野津原修理亮
法名通善 母冷泉局

直 重 号挾間 四郎 大炊助
法名重直

頼 宗 号野津五郎 法名阿一
庶子 吉岡 波多久 戸上 椎原 荒瀬 久土知
佐土原 笠良木 御久里 長小野 小河内

親 重 号木付 六郎 大炊助

親 泰 号石合 須郷 塩手 小津留 城後
田北兵衛判官代

良 広 (慶力) 山僧 律師權少僧都 助阿闍梨
酒井寺院主 母京人也

成 親 早世

女 子 後嵯峨法皇后齋宮御女 (御母力)

女 子 伯殿并中將二人母

女 子 持明院別当入道室、号
五玉寺殿、元有母

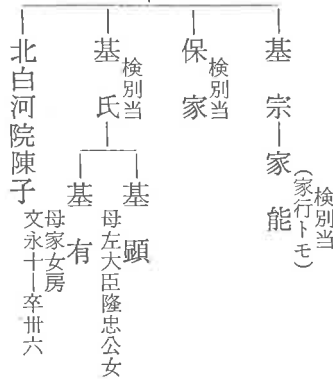
女 子 相模三郎入道之室

豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥莊について

った所である。(2) そこでこの系統中から持明院別当に該当する人(3)を求むれば、檢(非違使)別当であつた保家(承元元一二年四十四)・家能(家行)(嘉禄二二二二二二)・基氏(弘安五二二二二二)の三人が選ばれる。この内保家は太友親秀(建久四二二二二二)十八才

の年卒しているので可能性がなく、家能(家行)は親秀三十才の年の卒であるから可能性はあるがやや無理である。従つて残るのは基氏だけとなる。そこで再び前の太友系図を見れば、持明院別当室は「元有」

道 長―頼 宗―俊 家―基 頼―通 基―基 家―
(持明院祖)



親 秀―女

參議藤基氏卿(号持明院別当入道)空室
左少将基有母儀(号五王寺)

母」とあるのが注意される。この「元有」は、持明院系図の基氏の子「基有」のことではあるまいか。基氏の長子基頼の母は左大臣隆忠公女とあるが、基有の母は家女房とあつて出自を記さないが、基頼の母とは異なることが明かである。試みに群書類従本の太友系図を見れば、明かに、

と記されている。持明院別当が基氏であることは疑う余地がない。基有の母を「家女房」として出自を記さないのは、父親秀の身分が低くしかも嫡妻でなかったからであろう。図田

帳に「後室」とあるのは正確ではないが、或は正室（左大臣隆忠女）の卒後に家女房から後室となり基有を生んだのかも知れない。

大友親秀は京都縉紳と関係が深かったものの如く、他の二女も一人は「後嵯峨法皇后、齋宮衛女」（御母方）（群書類従本、「後嵯峨法皇依御寵愛、蒙准后宣旨、齋宮之御母堂」）とあり、一

人は「伯殿并中将二人母」（群本）「神祇伯從二位資基王室、

伯從二位資緒王、從三位資顯卿、左中將康仲卿母儀」（4）と見え

る。後嵯峨法皇后は紹運録によって証せられないが、既述の如き三女の持明院別当基氏室となつてゐる事実からすれば全くの虚構とは考えられないものがある。神祇伯資基王室は、尊

卑分脈の資基王の子資緒王の部に、「母大炊助親秀（入道）女」とあることによつて真実であることが判る。ちなみに、資基王

は華山源氏で、代々神祇伯に補せられたので伯家と称せられた。大友田原系図や松野系図等はこれ等の関係を省略されて

いるが、群書類従本大友系図は詳細で歴史を証するものが多い、善本とすべきである。なお尊卑分脈によれば、既述日田

莊の領家二条帥入道定輔の姪（弟親兼女、齋宮祖母太政大（久我）臣通光公室）は、「後嫁入道大炊助親秀」と見え、親秀の後

豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥莊について

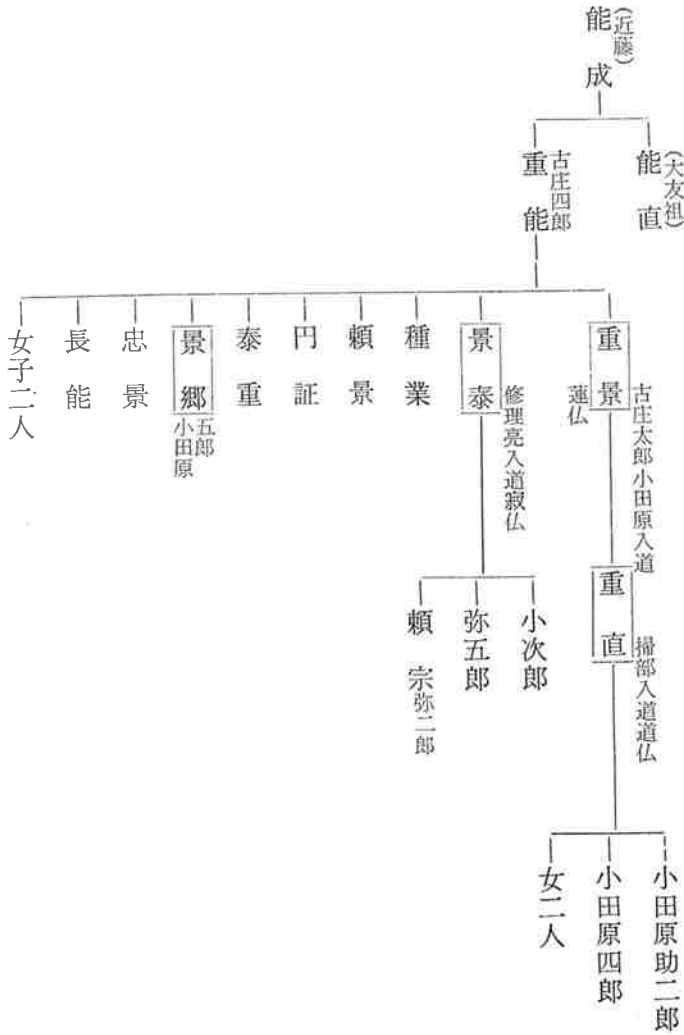
室となつたものの如くである。（5）大友系図には、親秀の子能泰の母は冷泉局とあり、良広（群本良慶）の母は京人、群本大友系図には親盛（田原系図成親早世）の母も京人とある。その何れであるか不明であるが、この内の誰かに当るのではあるまいか。

さて主題に戻つて、田原郷や竹田別府・書曲村等の地頭職を親秀女が帯しているのは、父から譲与されたもので、大友氏入部の際の没領官ないしはその後の闕所・買得・寄進等によるものであろう。跡とあるのは、もしこれが一期分でなかつたとすれば前記の持明院の基有のことであろうか。ただし基有も文永十年（一二七三）に薨じている。竹田別府・田原郷・書曲村の三ヶ所すべてが沽却ないし借上質券となつてゐるのは、こうしたことと関係があろう。

最後に竹田別府の買得者である小田原次郎景泰法名 寂仏・同五郎景郷等について一言して置く。右の小田原次郎景泰寂仏は、国東郡田染郷に見える小田原五郎景泰寂仏と同一人であるが、次郎と五郎とが異つてゐる。他本には又五郎と見える。何れかの誤りでなければならぬ。持明院別当室の所領三所の内、田原郷（国東郡）は大友一族で当地から起る田

原泰広が借上質券ないし相伝と称しているが、竹田別府と書曲村は何れも小田原氏が買得している。小田原氏系図によれば、小田原氏は大友能直の弟に当り、近藤能成の二子重能か

ら出ている。凶田帳によれば、田染郷の本郷四十二町を大蔵卿法眼有寛と小田原景泰（叙仏）が争って居り、また大田原別府（国東郡）の地頭小田原次郎重直（道仏）も同族で、景



泰の兄重景（蓮仏）の子である。なお速見郡山香郷下倉成名十六町を知行している小田原五郎景郷は景泰の弟で、竹田別府の買得者はこの兄弟兩人である。系図の如く小田原氏が能直の弟に当るならば、能直入国の時これに従って下向したものであろう。所領の他姓沽却が禁止された当時、持明院別当室跡を大友一族である田原泰広や小田原氏等が買得しているのも、以上の関係から考えてはじめて理解されるのではあるまいか。

小田原氏が田染郷本郷四十二町を争っていることは上述の通りであるが、宇佐永弘文書を見れば、正和二年（一一三二）の頃神領興行法について同荘内末次名・永正名・須賀牟田・来繩郷内小野名等を神官田染氏と争っている小田原大蔵左衛門入道宗忍・小田原弥五郎泰郷・小田原四郎左衛門入道智寛（挾間とあり）・小田原掃部助入道々仏女子藤原氏等がある。(7) この藤原氏の父道仏は、前掲小田原系図の重直に当る。また小田原大蔵左衛門入道宗忍は、「宗忍亡父蓮仏」と述べているので、重景（蓮仏）の子で、右の重直（道仏）と兄弟であったことが判る。蓮仏（重景）は田染莊篠原名を所有していたが、相互の便宜によって、田染吉基の所領来繩郷内小野名

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

と相博したとある。(9) 要するに小田原氏は国東郡田染荘に土着して、次第に神領内に勢力を浸透させつつあり、さらに諸方に地頭職を獲得しつつあったことが、以上の図田帳・系図・永弘文書等によって明瞭となるのである。

小田原氏の子の後の発展は明瞭でなく、買得した竹田別府との関係も明かでない。貞治三年（一一六四）大友氏時所領目録には竹田別府半分が氏時の所領となっており、永徳三年（一一三三）の同親世所領目録にもうけつがれている。(10)

以上日田荘については、領家と地頭職の系譜的詮索のみに終始し、わずかにその発生過程を推測し得たに過ぎず、最も重要な下地構造等については何等解明し得なかつたことは、史料の制約によることながら、洵に遺憾という外はない。莊園の取捨単位である名についても既述宇佐弥勒寺領得善名があり、その故地として日田市上徳瀬・下徳瀬が存したが、それも最近の市区改正によって亀山町に没しわずかに小字名を止むるに過ぎないことを報告し得るだけである。

註

(1) 大分県の文化財第一集（昭和三十三年三月刊大分県教育委員会編）参照。

(2) 国史大辞典持明院の条。

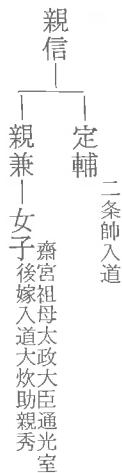
(3) 尊卑分脈。

(4) 本朝皇胤紹運録(群書類従第四輯)によつて当該の齋宮を求めれば、

御嵯峨―愷子内親王(齋宮、准三后、母二条局)

とする。母は二条局とあり、親秀女である証拠はない。ただし親秀の出自や位階が低いので、公家の養女として入内したこともあり得ないことはない。

(5) 尊卑分脈により、系譜の一部を掲げる。



(6) 編年大友史料正和以前所収。尚藤原親能系図(大友義一氏蔵、編年大友史料所収)によれば、古荘氏は親能の子親茂より出るとなつてゐる。

(7) 大分県史料第三卷一四二・一四四・一四六・一五一・一五二・一五四・一六三・一六五・一六八号文書参照。

(8) 同右一六八号文書鎮西御教書案(正和二年十月十二日)。

(9) 同右。

(10) 立花家蔵大友文書(史料編纂所影写本)。福岡県史料・編年大友史料二・続編年大友史料二にも収載。

四 津江山

(1) 津江山と領家安楽寺

この地方は日田郡南部の山岳地帯で、北は日田荘、東は肥後国阿蘇郡、南は菊池郡・鹿本郡、西は筑後国生葉郡に接する。阿蘇郡に源を発する杖立川と津江山中から流れる津江川は合して大山川となり、更に玖珠川と合流して日田川となり盆地を貫流する。行政的にはもと石井郷に属し、現在上津江村・中津江村・前津江村と大山村に分れる。全山杉の大森林におおわれ、数百年の星霜を経た巨木が多く、今日深く刻まれた溪谷の谷間に僅かな部落と、水田が開けているのみである。

この山が図田帳に見えないのは、これが「田代」の注進であつて、当時未だ水田が開けていなかったためであろうことは前に述べた。⁽¹⁾ 当山の初見は、百鍊抄安貞元年(一一二七)七月六日の条に、嘉祿元年(一一二五)五月の頃津江山の住人等が彼峯に畠を作つていたとき、金銅銚二枝を掘り出した由を安楽寺が言上した、という記述である。安楽寺が言上したというのは、当山が安楽寺領であつたからで、これによつて鎌倉時代初期頃から同寺領となつていたことを推察すること

とが出来る。ちなみに石井郷には劍納山と名づける山がありここに右の銅鉾を収めたと伝えるが、その真偽の程はさだかでない。

安楽寺は菅原道真を祀った太宰府の靈廟で、その老大な所領は九州九ヶ国及び壹岐島にもまたがっており、観応三年(一三五二)の所領目録によれば、⁽³⁾前欠部を除いて判明するものだけでも百四十ヶ所以上を数える。この注進状に見える豊後国内の所領を示せば、次の通りである。

一 豊後国一円

大肥荘

津江山雖有_三根本神領号(當山專当押領之、

真幸庄不知行

真幸庄は豊後国内にその名を聞かず、図田帳にも記されていないので、或は他国莊園の混入ないし誤記・誤読の疑いがある。⁽⁴⁾他の国に比して豊後国内には同寺領は少いが、所在不明の真幸莊を除いた他の二ヶ所が皆日田郡内にあるのは、地理的關係が原因であろう。津江山が安楽寺領であることは、これによっていよいよ確証されたわけである。前記の百鍊抄に津江山とあり、延元三年(一三三八)の肥後国広福寺文書にも「豊後国津江山内兵藤村」と見え、⁽⁵⁾また右の所領目録にも

豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥莊について

「津江山」と記されて、「津江莊」と称していないことは決して偶然ではない。鎌倉期から南北朝期にかけて一貫して津江山であり、津江莊の存在しなかったことは、疑う余地はない。

註

- (1) 新訂増補国史大系十一。
- (2) 太宰管内志下日田郡石井神社の条。
- (3) 太宰府神社文書(太宰府天満宮史料中世編七)。
- (4) 豊後国には国東郡に真玉莊があるが、これは宇佐弥勒寺領である。日向国に真幸院があるが、これは島津莊寄郡である。恐らく誤記ないし誤読であろう。
- (5) 肥後国広福寺文書(編年大友史料二所收)。

(2) 津江山と老松社

津江山には老松社と称する神社が各村毎に存在し、これに奉仕する祠官家や、その祭祀形態に極めて古い伝統を有する点すこぶる注目すべきものがある。即ち大野・柚木・赤石(以上前津江村)・宮園・八所(以上中津江村)・甫手野・小河原(以上上津江村)の七社と、大山村中川原の一社を併せて津江八社と称している。大山村は江戸時代には津江とは区別されているが、それ以前は津江山の内であったと伝えられるのは、その地理的關係か

らだけでなく、老松社の分布や、後述の「せんどう」の存在する事実等によっても裏づけられる。

老松社は古くは老松大明神とも云い、江戸時代末期の棟札等には老松天満宮と記したものもあり、鳥居の扁額には両方の名称を用いている場合が多い。天暦元年（九四七）の天満天神託宣記によれば、天満天神の従者に老松・富部という二人の者がおり、笏は老松に持たせ、仏舍利は富部が捧持するとある。この託宣によって京都に北野社が創祀されたが、この時眷属である老松神も祀られたものであろう。このように老松神は北野天神の従者として祀られたらしいが、のち太宰府にも撰社として祀られた。⁽³⁾ 前記の如く津江地方では老松天満社と称し祭神を菅原道真と混同しているが、もともと老松社として勧請されたのは、これが「至所ことに松の種を蒔く」神であるという森林神の性格に原因するのではあるまいか。何れにしても、老松社が太宰府神社関係（たとえ北野から勧請されたにしても）の神であることは明かであり、当山が安楽寺領であることと関連して、神社領の統制組織に本社分霊社を勧請した典型的な事例であるばかりでなく、各村毎に厳然として残存することも頗る貴重である。

亘理郷の総社とされる日田市友田（もと光岡村）の若八幡社の社伝によれば、延喜十一年（九一一）日田郡司大蔵大夫が同郡を五郷三荘に分ち、郷には若八幡社を、荘には老松社を鎮祭せしめたという。延喜年間に荘の存在は考えられず、五郷と三荘の同時併存の事実のないことも既述の通りである。しかし右に五郷というのが大体日田荘の部分に当るらしいとすれば、右の社伝は神社の分布にある程度合致する所がある。恐らく荘園における諸社分布の後世的形態を説明するに、郡司大蔵氏に仮託したものと思われるが、上記安楽寺領の神社分布関係を説明する点において頗る興味深いものがある。

建久八年（一一九七）の薩摩凶田帳によれば、山門院内に安楽寺領老松荘二十四町四反（嶋津御庄寄郡）がある。⁽⁵⁾ 今日山口県防府市にも老松神社があり、長崎県北高来郡湯江村にも老松神社がある。⁽⁶⁾ 前者については不明であるが、後者は或は安楽寺領の旧地ではあるまいか。太宰府天満宮領筑後国下妻郡水田荘には、正平二十四年（一一三六九）四月五日大鳥居信高が老松社を造立しようとして、隣荘熊野山領広河荘鎮守社雑掌と堺相論を惹起している。⁽⁷⁾ 天授二年（一一三七六）に円

宗坊喜幸なるものが老松社北水田村宮司職・定楽職に補任されており、⁽⁸⁾永徳三年（一三八三）信榮（大鳥居か）によって北水田荘木村内北牟田鐘免田壺町を寄進された老松社（長吉坊阿闍梨喜幸）は、⁽⁹⁾大鳥居信高の勧請した老松社であろう。このように、安樂寺莊園内に老松社を勧請した事例は断片的な文書からもある程度指摘されるので、なお実地について見るならば、更に多きを加えることは想像に難くない。

津江山に老松社の勧請された時期については正確な文書記録はなく、諸社の社伝では延喜十一年（九一一）・治安三年（一〇二三）・延久元年（一〇六九）等にかけるが、⁽¹⁰⁾何れも信ぜべきものがない。津江八社のうち、前津江村赤石の老松社の所蔵する男女二神像に記された「元中六年（一三八九）二月日」の墨書録が、確実なものとしては最古のものである。次に中津江村宮園の老松社の棟札によって、山城守長谷部信安が延徳三年（一四九一）に社壇を再建したことが知られるので（但し現在亡失）、⁽¹¹⁾それ以前から同社の存在したことを証し得る。南北朝期の存在が確認される以上、鎌倉期までは遡り得るのではないかと考えるが、これも推定の域を出ない。これら老松社の創記者も詳かでないが、各所の社壇の屢次の

造営者から推察すれば、恐らく当山の土豪で古くから荘官（せんどう専用）であった長谷部一族（津江氏）であろう（述）。

老松社勧請の当初からこれに奉仕した社人は永瀬氏であるという。前津江村では、赤石の永瀬氏が代々祠官として奉齋している。中津江村宮園でも、「塩井川」の屋号を有する永瀬氏が奉仕する。慶長五年（一六〇〇）の当社の棟札には、「時之社人永瀬勘解由藤原信長（花押）」とあって、永瀬氏の奉仕は江戸時代以前からであることを推定せしめる。この社ははじめ同村宮ノ原に鎮座したが、庄屋の移住に従って同村に遷座したと伝える。旧社地の氏子と同社との関係は今日もなお存し、古い祭祀組織や特殊神事に津江山時代の歴史を止めている。老松社を精神的中心とする中世的支配組織の名残は歴然として残存し、在地の政治的中心である「せんどう」「弁指」と共に、莊園時代の当山の姿相を彷彿させるものがある。

註

- (1) 中津江村大字宮園字梅野老松社享保廿年十二月吉日棟札。
- (2) 群書類従第一輯所収。扶桑略記天曆九年三月十二日条（国史大系第十二巻）。

(3) 宝永七年閏八月天満宮司務職留守別当大鳥居法眼信郷より巡見使へ出す詞書(太宰管内誌上)。

(4) 神社大観同社条。

(5) 島津家文書・太宰府史料等所收。

(6) 神社大観。

(7) 太宰府史料中世編八康曆三年三月十四日和与状。

(8) 同、円宗坊喜幸宮司職并定楽職補任状(歴世古文書)。

(9) 同、信榮寄進状。

(10) 註(4)若宮八幡社々伝。津江神社古事本記(前津江村赤石永瀬源一郎氏藏)。

(11) 註(10)津江神社古事本記。

(3) 「せんどう」と弁指

この地方には「せんどう」「弁指」と称する屋号の旧家が残存し、また今日廃絶してもその屋敷址の地名にその名を残しているものが多い。弁指は旧臼杵藩領では大体小庄屋に当るので、津江地方の場合を推察することが出来るが、「せんどう」は「専党」・「仙頭」・「仙道」・「専道」などまちまちでこの発音から河の船頭かとも疑い、また山支配の荘官とする等、その性格は全く不明であつた。

江戸時代のこの地方は日田代官の支配する天領で、村には庄屋・組頭・百姓代等が置かれた。⁽²⁾ 庄屋は大野・赤石・柚木

(以上前津江村) 梅野・栃野・中西(以上中津江村) 川原・上野田(以上上津江村) 等にあり津江筋八ヶ村八庄屋と称せられた。「せんどう」・

「弁指」は本百姓中の有力者として村方の指導的地位にはあつたが、特に地方三役等の行政末端面には直接関係なく、何れかといえはそうした古い家格として自ら誇り、また村人からも尊敬されるに過ぎないものであつた。この点「せんどう」は庄屋等の地方三役とは直接の関係はなく、また弁指も臼杵藩領のそれとは異なるものであることが判る。

両者の分布を見れば、「せんどう」は赤石・大野(以上前津江村) 鯛生(中津江村)・万々金・野瀬部・中津尾・上野・貫見(以上大山) 等にあり、弁指は柚木・北川(以上前津江村)・二双(中津江村)・小河原(上津江村)等に分布し、両者は原則的に分布を異にして同一地域には併存せず、従つて同一家系のもが両者を兼ねることもなかつたらしい。⁽⁴⁾

以上のことを総合考察すれば、この両者は江戸時代においては既に前代の遺制として残存したに過ぎないことが判断される。もし前代の遺制であるとすれば、当然荘園制に連るものと考えざるを得ないことになる。この両者が荘園制下の上级支配機構に関係するものでないことが明かである以上、ど

うしても荘官ないしそれ以下の下地支配組織以外のものと関係づけることは出来ない。ここで想い起されるのが、既述安楽寺所領目録の津江山の所に、

雖有^二根本神領号^一、当山専[・]当押領之、

とある「専[・]当[・]」である。今日「杣頭」・「仙道」・「専党」・「専堂」等まちまちで本来の意義は尖われているが、これを文書上に求める場合、右の「専[・]当[・]」以外に比定し得るものは他にはあるまい。

専[・]当[・]は平安初期頃から文書にあらわれ、荘園関係のみでなく、国司や郡司ないし寺院等において或る特定の仕事に専ら当らせるために設けた役である。⁽⁵⁾ 荘園では専らその荘の下地支配に当らせるため（中には更にある特定の任務）、領家から派遣された荘官であるが、平安末期以後漸次姿を消し、一般に下司等に代られる。⁽⁶⁾ このように一般的には平安末期で終をつげるが、大肥荘にもこれが残存することは後述の如くである。安楽寺領全体に通用の形態なのか、或は日田郡地方の同寺領の特異の形態なのかは今後の調査にかかっているが、荘園史上の興味ある一つの問題である事は疑いを容れない。大山村を津江山に含めたのも、単なる地理的関係からだけ

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

ではなく、専[・]当[・]の存在を一つの示標としたものである。

専[・]当[・]・弁指はすべて旧家であるばかりでなく、津江姓・長谷部姓の多いことが特徴である。鯛生の専[・]当[・]は長谷部氏(廢今)赤石のそれも同じ、二双の弁指は津江氏である。当地の所伝によれば、鎌倉初期に長谷部信連が以仁王の王子を奉じてこの地に逃れ、その子孫が土着して長谷部氏及び津江氏となつたといひ、古くからこれが信ぜられている。⁽⁷⁾ 以仁王の後が津江氏、信連の後が長谷部氏となつたと云い、両者の区別は極めてあいまいである。大友義統から津江兵部丞(自天正三年至同七年頃)・津江孫三郎(自天正八年至同九年頃)に宛てた二通の文書を所蔵する長谷部氏の系譜によれば、⁽⁸⁾ 兵衛尉長谷部信連が建久四年（一一九三）津江荘に來住したとし、その後は、

津江佐近信繼

同 主膳信任ちう

同 大藏信世(以下略)

の如く、津江氏の歴史を記している。これによれば、両者は元來同一系のようである。以仁王や長谷部信連の所伝は信傳の限りでなく、津江庄とある所からも後代のものであることが判り、建久四年（一一九三）來住説は信じ難い。

ただし長谷部を称する土豪が少くとも南北朝初期頃当山に居住し、相当の勢力を有していたことは確かである。即ち肥後国広福寺文書によれば、⁽⁹⁾延元三年（一三三八）十一月七日長谷部信経なるものが肥後広福寺の大智上人が寺を建立することをきき、重代相伝の地である津江山内兵藤村を寄進し、更に同十五日には兵藤村内大平山兜卒寺の敷地を寄進している（同十二月八日宮三位中将家より豊前国規矩郡蟬田郷内田地屋敷と、右の兵藤村を相博することを聽許する令旨が大智上人に下されている）。兜卒寺は菊池郡界に近い前津江村大字川原の兵藤山（兵戸の地名あり）と思われ、今は廢寺となつて⁽¹⁰⁾いる。信経が祖先からの重代伝相地を寄進している点から推して、同氏が鎌倉時代以来当地に居住していたものであることはほほ疑いない。宮園老松社所藏の延徳三年（一四九一）の棟札には、山城守長谷部信安なるものが社壇を再興し、慶長五年（一六〇〇）の棟札には、「大檀那梅野村伝右衛門尉長谷部信久（花押）」の墨書銘がある。津江氏の確実な文書は、前記長谷部文書や、大友義統（花押五ノ一）⁽¹¹⁾から津江信濃守に宛てた天正七十八年頃の伝来寺文書がある。二双の弁指津江氏も、江戸時代初期の津江氏文書を伝えて⁽¹²⁾いる。

要するにその出自は詳かでないが、長谷部を本姓とする土豪が鎌倉期頃当山に土着して荒野・森林を開拓し、安樂寺から山支配の荘官として専当や弁濟使（弁指）に任命され、その一族が各地に繁衍し、中には地名によって津江を姓とするものもあつたであろう。こうした山中は木地挽の恰好の場所であり、⁽¹³⁾また落武者や隠棲者の絶好の隠れ場所でもあり、そうした者がまた次々と避難所を求めて来住したであろう。専当は上級荘官で下司ないし地頭に当り、弁濟使はその下にあつて山年貢の收納を任務としたものと思われ、両者の相違は上下的で荘官機能の差別にあつたものと推測されるが、その分布を異にする点についてはなお今後検討を要する。何れにしても、これら土着土豪の勢力は次第に強大となつて独立的傾向を示し、既述安樂寺所領目録に記された如く、根本神領というのの名のみであつて、専当に押領された、というのが南北朝初期の実状であつたのである。大智上人に兵藤山を寄進した長谷部信経の如きは、確かにその一人と思われ、山深い津江地方が征西將軍宮を奉ずる肥後菊池氏等の足場となり、南北争乱を戦い抜く素地はすでにこの山中にも準備されていたのである。

- (1) 白杵図書館所蔵旧貫史。
- (2) 前津江村大字赤石渡辺恒夫氏蔵五月十一日乍恐願上候覺。同右。尚同村大字大野財津武氏の示教による。氏の厚志を深謝する。
- (3) 財津武氏の示教。
- (4) 原田重氏国司連坐制の変質についての一考察（九州史学一〇）。
- (5) 日本歴史大辞典専当の条。
- (6) 聞き取りにもよるが、豊後国志日田郡流寓長谷部信連の条。前津江村大字大野の老松社には長谷部信連の繪間がある。
- (7) 大分県史料十三卷所收。
- (8) 編年大友史料二所收。
- (9) 豊後国志日田郡廃寺兜率寺の条。尚当寺の寺址比定と現地調査については、上津江村上野田小学校高村鉄太郎君の援助を得たことを記し、謝意を表する。
- (10) 大分県史料十三卷所收。
- (11) 当主は津江豊氏。大友松野氏の文書がある。
- (12) 註(2)渡辺恒夫所蔵文書享保十九年十月免相状。

(4) 在地領主と農民

中世の津江山の在地構造や農民の状態を記した史料は皆無で、江戸時代の檢地帳さえ一本として残存するものがない以上、天領時代の僅かな記録や主として今日の状態をもって大胆なる推測を加える以外はない。

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

「日田郡津江筋八ヶ村之儀者、極々山中附谷間勝之場所ニ而」とあり、また僅かな河谷を開いて水田を営んでいる現状から見ても、耕地としては森林を開いた僅かの畠地や焼畑等が主であったことは、既述の安楽寺言上からもその片鱗がうかがわれる。水田も徐々ながら僅かの平地や猫額大の谷間に開かれたであろうが、これはむしろ江戸時代に入ってからが多かったようである。⁽²⁾ こうした耕地の情況からすれば、開発領主達の所領の中心は畠と山林、とくに後者であったのであるまいか。江戸時代の免相状を見ても、大豆・茶・漆・鉄砲三十挺役・木地稅役等が見える。⁽³⁾ 一部の水田耕作の外は大豆・茶・漆等の畠地・山林の生産物を主とし、狩獵をも兼ねる半農半獵の農民と、山奥の各所に居住する木地屋等の特殊民とが、江戸時代津江山の住民の姿であろう。

以上の外に、広大な山林を所有する大山持が現在も各地に居り、中には特殊の例外ではあるが宛然たる山領主の觀を呈するものもある。前津江村某所の田中家の如きはその一つの典型で、その部落民の大多数は田子姓であるという。明治初年の名子解放の際、昔から田中家の名子であった関係上、田子の姓を与えたものであると伝える。この村では農地解放も

徹底せず、僅かの耕地の外は、広大な山林・原野は一人の所有である。解放された田地だけで自活が出来ない上、薪炭・採草の山林・原野が独占されている以上、完全な自作農民は形成され難く、何時までも封建的隸屬關係は解消され得ないのである。

もちろん、今日と中世とでは樹木の商品価値が異なり、従って山林・原野独占の一般農民に及ぼす規制力も自ら異なるものがあろう。しかし中世における辺境の在地領主は、山野河海の外に田畠を領有したのであり、生産手段の独占という点では共通する。そうした点、田中家の如きは中世の在地領主(専当)の在り方を想像させるもので、彼等はその下に下人・所従を従えて田畠の直管を行い、なお多くの名子を擁して小作経営を営んでいたであろう。下人・所従は常備の兵力であり、半農半獵の名子も同様であったに違いない。もちろんこうした領主の所領内にも自作農民はいたであろう。今日津江地方には「あらけ」と称する屋号をもつ旧家が村々にある。「あらけ」は恐らく「新開」^{あらかい}で草分けの家の意と思われ、草分け百姓とも云うべきものであろう。専当・弁指の家柄以外の家である点から見て、中世の自営農民の後ではあるまいか。

ただしこれを中世だけに限定するのは無理で、江戸時代初期頃に定住したもののあることはいうまでもない。

註

- (1) 前津江村大字赤石渡辺恒夫氏蔵五月一日乍恐以書附奉願覚。
- (2) 同文政十一年十月塩屋大四郎免相状。尚同村元庄屋三宮登氏所蔵文書。

- (3) 渡辺恒夫氏蔵享保十九年十月岡田庄大夫免相状。

- (4) 故意に假名を用いた。実態調査が必要であるが、困難な状態にあると聞く。こうした大地主が直ちに中世領主にまで源流すると即断すべきでなく、江戸時代における山林の集積過程を跡づけることが必要である。ただここには山領主の形態から、中世領主の在り方の一端を大胆に推測して見たに過ぎないことを断つて置く。

五大肥荘

(1) 大肥荘の地域的範圍

当荘は日田郡の西北端に位置し、西は筑前国上座郡に接する。近時彦山線が開通し、筑前・豊前方面から日田に入る最短路線となった。室町戦国期には大友氏と筑前秋月氏等との両勢力の接点に当り、しばしば両者の衝突が見られた。

当荘の範圍については、既掲の郷区劃表では一応豊後国志の記す亘理郷吉竹・中島・中村(大鶴村大肥)の三村とした。

しかし厳密に考察した場合、右の三ヶ村だけで、果して凶田帳に記された六十町歩の耕地を鎌倉期に有したかは疑問である。例えば、元禄十四年（一七〇一）の石高を見ても、中嶋村（吉竹を含む）七七二石余、中村四一七石余で、計一一八九石余となり、日田郡三一四〇〇石余の三・八〇弱に過ぎない。弘安凶田帳では大肥荘六〇町歩は、日田郡五六〇町歩の一〇・七〇強に当る。若し宇佐本・竹田津本の七六〇町歩をとつても、八〇弱となるのである。以上の点から考察すれば大肥荘の範囲は右の三村だけではなく、少くともその倍以上の地域に及んでいたと推定しても大過あるまい。

日田市石松文書に、左の大友義統の合戦手負注文一見状がある。

加披見訖、
(大友義統
花押5ノ4)

天正拾二年三月廿八日朝、至大肥河内敵改レ繞、今山・釘原両村燒弘引揚、針目城迄追付、以二防戦一被レ疵著到、

坂本新次右衛門尉一ヶ所^{手火矢疵}

以上

右に大肥河内というのが、大肥川の上流、現大鶴村の鶴河内ないし下河内を指すとすれば、明かに前者より広く、更に北

豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について

部にまで及んでいたことになる。若しこれを吉竹・中島・中村附近の大肥としても、今山・釘原両村は恐らく大肥の内と考えられる故、当荘が右の三村だけでなかったことはほぼ動かせない。この今山・釘原は、やや下流夜明村の今山・釘原であることは疑いを容れず、とすれば少くとも夜明村の北部を含むことが考えられる。針目城というのは、大鶴村と筑前上座郡との境にある針目山で、城は上座郡側にあつたものである。⁽³⁾この山の日田郡側も、或は大肥の内に入っていたのかも知れない。なお前章で述べた安楽寺領に特有な「せんどろ」の分布からすれば、大鶴村北部一帯はこの内に入り、さらにこれに接する小野村の北部も、大肥荘の内であつた形跡がある^(述次)。

要するにこの問題については、史料の蒐集と精密な現地調査を必要とするが、一応大まかにいつて、夜明村の一部（ないし全部）と大鶴村及び小野村の北部を含む地帯で、大休日川の支流大肥川の流域一帯であつたと推定して置く。⁽⁴⁾

註

(1) 豊後国八郡見稱簿一名豊後国郷村総記（大分県郷土史料集成地誌篇所收）。

(2) 大分県史料一三卷所收。

(3) 筑前国十五郡総図(福岡県史資料所載)。針目山は一名箭筈山とも云う(豊後国志)。

(4) 太宰管内誌にも、「日田郡大肥と云は、鶴河内村・中島村・中村・高野村凡て四村」と記している。

(2) 下地支配組織

——天満社・地頭「せんどう」——

安楽寺領であるという点から、当荘の下地支配組織も前述の津江山と類似した所がある。津江山には荘園支配の精神的中心として老松社が勧請されたが、大肥荘にもやはり老松社や天満社が鎮座している。老松社は大鶴村大肥の中島にあり延久二年(一〇七〇)大蔵永季の創始と伝える。⁽¹⁾天満社も大鶴村大肥にあり、社伝によるとこれも延久三年(一〇七二)郡司鬼大夫永季^(日田氏)の創祀にかかり、仁平二年(一一五二)同村花田に遷したが、延応元年(一二三九)洪水のため社殿が流失したので、のち改めて天神の森に遷祀したものである⁽²⁾という。津江山が老松社だけであったのに、ここに天満社がある理由は詳かでないが、津江山の老松社が天満宮と称されている所から見れば、恐らく両者の混同であろう。大肥荘の老松社・天満社の分布やその社人及び祭祀組織等については調査が不充分で、なお今後の研究が必要である。

尚、荘に地頭の置かれていたことは、図田帳によって明かである。上野国御家人大鷹四郎頼胤とあるのがそれで、その出自や本領等も明瞭でなく、彼が当荘に地頭職を得た時期も未詳である。大鷹氏が上野国の御家人である以上、新恩の地頭であることは疑いなく、恐らく承久合戦等の勲功の賞として宛行われたものであろう。弘安八年(一二八五)にはすでに「跡」とある故、その子が伝領したか、ないしは欠所となつて別人が知行していたかの何れかであろう。それも当知行不分明とある。

当地にも「せんどう」の家柄の多いことは前に述べた。聞き取りによつて調査した所だけでも、大鶴村の桐尾・小鹿田^{カシノ}・鰐・築瀬(又は獵我)⁽³⁾・中村・小野村の和田・市木(又は中山)等が指摘される。前記の大鷹氏が惣地頭であるとすれば、この「せんどう」は小地頭に当るのではあるまいか。九州の小地頭は一般的に名主であるから、「せんどう」が小地頭であるならば、彼等は名主であったことになる。

⁽⁴⁾ 観応元年(一一五〇)六月五日の太宰府大鳥居文書によれば、探題一色道猷は、肥前国鳥屋村内田地八町・同国山浦村内田地五町・豊後国玖珠郡飯田郷内賀伊曲村田地七町と共に

当莊吉武小犬丸名田地七町地頭職を安樂寺和歌所に寄進して
 いる。その経緯は、菊池武重以下討伐のため肥後国発向の途
 次、建武四年（一三三七）九月十三日夜瑞夢を被ったので、筑
 後国岩田莊内田地三十町を和歌所に寄進し、長者長吏の緒を
 止め、天満宮前修理少別当菅原信哲（菅氏）をして領掌せしめ
 た。所がこの莊はのち聖福寺（博多百堂の故地、現福岡市御供所）
（町臨濟宗妙心寺派聖福寺ならん）⁽⁵⁾
 に寄進したので、その代りとして三瀨郡内南北内田地と大肥
 莊内吉武小犬丸田地を貞和二年（一三四六）十一月十六日に
 寄進したが、再び相違したので、今又前記の地を寄進すると
 いうのである。明かに右には吉武小犬丸名地頭職とあり、名
 の小地頭職が寄進されたことになる。この吉武小犬丸名は吉
 武名と小犬丸名の二名の意か、また一名であるかも判然とせ
 ず、小犬丸の地名も小字帳によっては検出し得なかったが、
 吉武は今日も蔵存する。小地頭が「せんどう」であるならば
 吉武にも「せんどう」が存在したはずである。今後の調査を
 期したい。

註

- (1) 豊後国誌日田郡神祠の条。
 (2) 神社大観。この天満社は創祀社が同一人であり、年代も殆んど

豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥莊について

同じで、場所も大肥であるので、前者と混同されているかも知
 れない。実地調査を期することとする。

- (3) 武石繁次氏の示教。（一）内はその何れかの意で、今後の調査
 が必要である。
 (4) 莊園志料下大肥莊条。
 (5) 日本社寺大観寺院篇。

六 結 び

——南北朝・室町期における在地領主の動向——

以上能う限りの史料を精査して日田郡諸莊園の機構を考察
 した積りであるが、忽卒の間に看過したものがあろう。それ
 らは後の補正を期することとして、ここには既述の所をもと
 として、南北朝期以後の動向を略述して結びに代える。

建武中興の際には、日田氏や津江（長谷部）氏等の在地領
 主は大友氏等と共に天皇方に加わり、幕府の討滅に力を竭し
 たようである。しかし建武三年（一三三六）の足利尊氏離反
 以後は、南北両勢力に分れてこの内乱を戦い、その離合嚮背
 はまことにめまぐるしいものがあつた。とくに日田郡は、博
 多・太宰府の北軍勢力の拠点と肥後阿蘇郡・菊池郡や筑後八
 女郡等の南軍勢力との接触点に当たっていただけに、在地領主
 の動向は微妙なものがあつた。阿蘇文書によれば、南北朝初

期には日田荘地頭日田出羽守永敏は始中終足利方に従つたとあり、後西天皇から地頭職を没官され、建武三年（一三三六）正月には、山門臨幸の際内侍所を捧持した阿蘇大宮司惟時の勲功賞として子惟直に宛行われている。⁽¹⁾これに対し、津江山の津江・長谷部氏はその位置的關係からか、一貫して菊池氏等の南軍に従つたものの如く、延元三年（一三三八）津江山兵藤村を長谷部信経が肥後大智禪師に寄進したことはすでに述べた。肥後の阿蘇氏や菊池氏と筑後矢部とを連絡する要点に当るだけに、南軍もこの地を重視し、長谷部氏等も自らこれに従わざるを得なかつたものであろう。阿蘇惟時は興国四年（一三四三）北朝に属し、その弟で婿となつた惟澄等と戦つたが、⁽²⁾正平四年（一三四九）再び南朝に帰順したので翌年には先朝奉寄の阿蘇社領地頭職と恩賞地筑前国下座郡・豊後国大佐井庄（海部郡）とともに、日田荘地頭職・島津津忠跡等を安堵された。⁽³⁾

日田荘が多く南朝方の勢力圏であつたのに対し、筑前境の大肥荘は北朝方の勢力下にあつたものの如く、一色道猷は貞和二年（一三四六）同荘内吉武小犬丸田地を三瀨内安武南北内田地とともに太宰府天満宮和歌所に寄進し、その異違によ

つて観応元年（一三五〇）改めて吉武小犬丸名田地七町地頭職を、玖珠郡書曲村十町・肥前国鳥屋村八町・山浦村五町とともに寄進している。⁽⁴⁾観応三年（一三五二）の安楽寺所領目録に「大肥庄 津江山雖有根本神領号、当山専当押領之」と見え、津江山は当山専当のために押領されたと記されているのに対し、大肥荘については何等の記述のないのは、こうした在地の動向と両勢力の対抗關係が背後に隠されていることを看過してはならない。

阿蘇氏に地頭職を奪われた日田氏の動向は詳かでないが、たとえ筑後国生葉郡地頭職や筑前国三奈木庄内田地十町畠地屋敷等を有していたにしても、⁽⁵⁾同氏がその本領を失つたことは一大打撃であつたことは疑いない。文和元年（一三五一）日田永敏が田地十町を太宰府和歌所に寄進し、「心中所願」の成就を祈願しているのは、⁽⁶⁾以上の事情を考へてはじめて理解されるであろう。しかしその所願は満足されなかつたようである、彼は遂に正平十年（一三五五）に至つて南朝方に降参せざるを得なかつた。⁽⁷⁾当時日田荘地頭職を帯した阿蘇惟澄は、「永敏は降参のため上洛したというが、自らは所領を放れず実は幼稚の子息を上洛させたものである。降参人所領の法と

して、自身上落しても所領の半分を安堵されるに過ぎないのに、永敏は始中終の御敵であり、しかも自身は所領を放れず子息を参上せしめている。どうして日田荘地頭職の一円安堵を望むことが出来ようか。嚴重の論旨によって御成敗を蒙り度い」と南朝に訴えている。⁽⁸⁾ 永敏の南朝方降参の動機が本領安堵にあったことは疑いを容れず、両勢力の中に立つ小領主の辛酸が察せられる。

以上の結果がどのようになったかは明かでないが、少くとも永敏が同荘地頭職の一部を安堵されたことはたしかであろう。しかし日田氏が南朝方となれば、当然逆に足利方諸勢力の圧迫を蒙ることは避けられまい。同氏は豊後国井田郷(大野郡)や大佐井郷(海部郡)の地頭職をも宛行われていたようであるが、康安二年(一三六一)には足利方大友氏時は、「日田出羽次郎庶子等⁽⁹⁾今度降参⁽⁹⁾跡」である右両郷を阿蘇惟村に去り渡している。惟村は一族に離反して北軍に属していたのであり(正平十九年)一三六四再び南軍となる)、氏時は征西將軍に降参した日田一族の所領を没收して彼に宛行ったものである。日田荘地頭職については明瞭を欠くが、貞治三年(一二六四)の大友氏時所領注文や、永徳三年(一三八三)

の同親世所領注文⁽¹¹⁾には、明かに日田荘竹田別府半分がその所領として見える。大友氏の勢力が除々ながら日田荘にも浸透するに至ったことを示すもので、日田氏はいよいよ苦境に追いつめられたことになる。

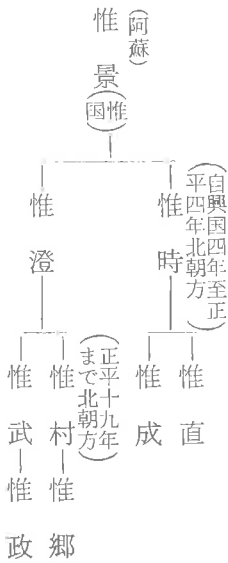
豊後国志によれば、応安七年(一三七四)日田永敏の子詮永は再び北朝方に属し、九州探題今川貞世に従って菊池武政と筑前国山崎城に戦って敗死し、子鶴熊丸も戦死したと見える。確実な史料を得ないが、今川貞世の九州下向は応安四年(一三七一)であり、彼の経営によって九州足利方勢力の黄金時代を現出するのであり、日田氏もそうした情勢を洞察して彼に従ったものであろう。しかし文中四年(一三七五)懐良親王が日田荘地頭職を阿蘇惟武に安堵し、⁽¹²⁾ 元中元年(一三八四)菊池武朝が令旨によって日田郷を惟武に安堵し、⁽¹³⁾ 同三年(一三八六)重ねて良成親王の令旨によって安堵している所を見れば、⁽¹⁴⁾ 日田氏はその本領を恢復し得なかつたものであろうか。永享十二年(一四四〇)頃、日田永秀の子七郎丸と永秀の第八郎永好との家督争いにより同氏が断絶するのは、⁽¹⁵⁾ 惣領制の解体に単独相続制の成立という家族制度上の原因はもちろんながら、縷述のような二大勢力に挟まれて自己の政

治的主体性を確立し得なかつた土豪のたどる必然的運命でもあつたのであろう。同氏断絶後、その姻族である大友親満（親隆子、七郎丸の姉婿）が郡司職を継ぎ日田氏（永世と号す）を称するに至つて、⁽¹⁰⁾ 実質的に日田荘は大友氏の支配下に入るのである。

大肥荘や津江山の動向は明かでないが、長谷部（津江）一族は山間に命脈を保つたことは後の史料からも判明する。しかし南北争乱以後の歴史の進展を通して、領家の莊園支配權は完全に失われ、在地領主層も没落ないしは大友氏等の被官化の道をたどつて行つた。戦国末期には、津江（長谷部）・財津・石松・羽野等の小領主が生き残り、大友被官に名を連ねている。⁽¹¹⁾ 農民層の動きや、村落の状況を知り得ないのは遺憾である。

註

(1) 大日本古文書家わけ十三阿蘇文書一、一五二惠良惟澄申状案（正平十一年六月日）。参考のため阿蘇氏系図の一部を掲げて置く。



(2) 日本歴史大辞典（河出新社刊）阿蘇惟時条。

(3) 阿蘇文書二、（正平五年）十一月八日、五条頼元言上状写、同正平五年十一月八日征西大將軍宮令旨写。

(4) 太宰府大鳥居文書親応元年六月五日一色道猷寄進状（莊園志料下）。

(5) 豊後国日田郡司職次第（史料謄写本）。

(6) 大鳥居文書一、文和元年十二月十二日前若狭守日田永敏寄進状（太宰府史料中世篇七）。

(7) 註(1)参照。

(8) 阿蘇文書一、一七一大友氏時書状（康安二年九月十五日）。

(9) 立花氏藏大友文書（史料編纂所影写本）。

(10) 阿蘇文書二、文中四年六月十三日一品式部卿宮令旨写。

(11) 同（元中元年）十一月廿一日菊池武朝書状写。

(12) 同元中三年十一月廿七日征西大將軍宮令旨写。もちろん南朝方が日田荘地頭職を安堵していることは、必ずしも当知行の事実を示すものとは速断し得ないものがある。

(13) 大友家文書録（統編大友史料四）、豊後国日田郡司職次第。

(14) 石松文書・羽野文書・長谷部文書・伝来寺文書（大分県史料一三）。

(15) 本稿は、文部省科学研究費による「九州莊園の実地調査的研究」特に豊前・豊後を中心として」の中間報告の一部である。この調査に当り、西日本新聞社及び中津江・前津江各村当局並びに史料所蔵者、中津江村矢野氏、前津江村財津武氏、日田市高倉芳男氏、武石繁次氏等の配慮と教示を得たことを附記し、謝意を表す。

本稿は、文部省科学研究費による「九州莊園の実地調査的研究」特に豊前・豊後を中心として」の中間報告の一部である。この調査に当り、西日本新聞社及び中津江・前津江各村当局並びに史料所蔵者、中津江村矢野氏、前津江村財津武氏、日田市高倉芳男氏、武石繁次氏等の配慮と教示を得たことを附記し、謝意を表す。